

オアシスクラブ会則

第1章 総則

第1条(名称)

本クラブは、オアシスクラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

第2条(目的)

本クラブは、クラブの普及と発展に努め、会員の健康増進を図ると共に、相互の親睦を図り、健全なクラブライフの創造と文化の向上に資することを目的とする。

第3条(施設等)

本クラブは、前条の目的を達成するため、株式会社セラヴィリゾート泉郷(以下「会社」という)が所有又は経営もしくは提携する宿泊施設及び付帯施設のうち、会社が本クラブの用途に供するものとして指定した施設(以下「施設」という)を利用できるものとする。

第4条(協力義務)

本クラブと会社とは、それぞれの目的を相互に理解し、協力して施設の維持とクラブの円滑な運営を図るものとする。

第2章 会員

第5条(会員の種類)

1. 本クラブは会員制とする。
2. 会員は第7条1項で定める資格を有し、かつ、同条3項に定める手続を経てクラブに登録された者でなければならない。
3. 会員の種類は次のとおりとする。
 - (1) 通常会員……本クラブの目的に賛同して入会した個人及び法人。
 - (2) 法人特別会員……本クラブの目的に賛同して入会した法人のうち、複数口数分の施設利用権を有する法人。
 - (3) タイムシェア会員……(1)の会員のうち、特定の施設又は部屋に対する専有利用権を有する個人及び法人。
 - (4) わんわんパラダイス会員……(1)の会員のうち、特定の施設又は部屋に対する専有利用権を有するとともに、同伴する犬について、付帯サービスを受ける権利を有する会員。
4. 会社は必要に応じて新たな会員の種類を設けることができる。
5. 施設の廃止その他会社の経営方針により、特定の施設又は部屋に対して専有利用権を有するタイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員が、同人の専有利用権の対象である特定の施設又は部屋の利用をすることが困難となった場合には、特段の事情なき限り、タイムシェア会員又はわんわんパラダイス会員は通常会員となるものとする。

第6条(会員の定員数)

1. 会員の総口数は、施設の1客室(戸建て別荘は1棟を1客室と、ホテルは1室を1客室とそれぞれ計算する)当たり20口をもって、基準会員口数とする。但し、一般ビジターの利用は、経営の効率化を図るため、会員の利用に支障のない範囲で会社の裁量により決定できるものとする。
2. 会社は、会員に欠員を生じたとき又は施設の増設又は増改築もしくは提携などにより宿泊施設の収容力が増加したときは、前項基準に従い会員の追加募集を行うことができる。

第7条(会員資格)

1. 会員は、健全な社会生活を営む善良なる個人又は法人であって、かつ、本クラブの目的に賛同する者でなければならない。
2. 次のいずれかの事由に該当し、もしくはこれに該当するおそれがあると認められる者は、本クラブの会員となることができない。
 - (1) 会員が破産手続開始、再生手続開始、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、手形・小切手等の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 提携ローンを利用した場合において、ローン返済金の支払いを遅滞したとき
 - (3) 会員およびその関係者が、暴力団又はこれに関係する団体その他特殊団体に所属する者又はそれに関連する者と認められたとき
 - (4) 会員資格や入会目的などを偽って入会したことが明らかとなったとき
 - (5) 会員が解散又は行方不明もしくはこれに準ずる状態となったとき
 - (6) 第16条各号のいずれかの事由に該当するとき
 - (7) 会員が契約書、会則、利用規程等に違反したとき
 - (8) その他クラブ会員としてふさわしくないと会社が判断したとき
3. 本クラブに入会を希望する者は、以下に定める全手続を履践することにより、会員資格を取得する。但し、会社は、会員資格取得前といえども、入会契約締結後において、会員に準じて施設の利用を認めることができる。
 - (1) 会社指定にかかる入会書類の全てに必要な事項を記載のうえ、これを会社へ提出すること
 - (2) 会社による資格審査により会社の承認を得ること
 - (3) 会社と入会契約を締結すること
 - (4) 入会契約金及び初年度年会費の全額を支払ったこと

第8条(更新及び退会)

1. 会員資格は、年会費の支払により1年間毎の自動更新とする。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は、本条所定の退会手続を履践することにより、本クラブを退会することができる。
3. 退会を希望する会員は、会社に対して退会申入れを行ったうえで、所定の退会届を会社に対して提出しなければならない。
4. 会員が、前項所定の退会届を会社に提出したときは、退会届提出日より3ヶ月経過日に退会の効力が生じるものとする。

第9条(会員の権利)

1. 会員は、会社が別途定める利用規定に従い、第3条で定める施設を一般の利用者に比し優先的に利用することができる。
2. 会社は、特定の季節又は日時に特定の施設に会員の利用希望が集中したときは、会社の定める基準によりその調整を図るものとする。
3. 会員は、本条1項に定めるほか、次の特典を受けることができる。
 - (1) 会社主催の各種イベント、その他の行事に有利な条件で参加すること。
 - (2) 会社が発行する会報等の配付を受けること。

第10条(会員の義務)

- 会員は会社に対し次の義務を負う。
- (1) 本クラブの目的実現に協力すること
 - (2) 年会費を所定の期限までに会社に支払うこと
 - (3) 所定の利用料及び参加料を会社に支払うこと
 - (4) 入会契約、本会則、その他会社の定める諸規則を遵守すること
 - (5) 会員名義を他人に貸与したり、他人に自己名義を詐称させたりしないこと
 - (6) 本クラブを第2条に定める目的を除く他の目的に利用しないこと
 - (7) 本クラブの秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと
 - (8) 住所その他登録事項に変更があったときには、速やかに所定の届出をすること

第11条(営業行為の禁止)

1. 会員は、会員としての権利又は地位を利用し、一切の営業行為又はそれに類する行為を行ってはならない。
2. 会員が、前項の規定に違反したときは、会社は、当該会員を直ちに除名処分とすることができる。
3. 会員が本条1項に違反した場合において、会社は当該会員が会社に対して既に支払った金員を返還することを要さない。
4. 会員が本条1項に違反した場合において、会員は会社に対し、当該会員が営業行為等によって獲得した全売上金相当額を損害賠償金として支払わなければならない。

第12条(入会登録金及び年会費)

1. 会社は、一旦納入された申込金、入会登録金及び年会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。
2. 年会費の金額及びその納入方法は、会社が別に定めるところによる。
3. 会社は、物価の変動その他経済情勢等に応じ、会員が会社に対して毎年支払う年会費の金額を改訂することができる。
4. 年会費の年度は、毎年4月から翌年3月まで(利用年度)とし、会員は会社に対し、毎年2月末までに翌年度分の年会費を納めるものとする。

第13条(会員資格の譲渡)

1. 会員は、以下の各号に定める手続により、自己の有する会員資格を第三者に譲渡することができ、本項で定める手続が完了するまでは、会員及び譲受人は、会社に対し会員資格の譲渡を対抗することができない。
 - (1) 会員は、所定の名義変更申請書、譲渡人の会員資格を証する書面、譲受人の印鑑証明書、及び入会契約書等会社の指定する書面を会社へ提出のうえ、会社に対し、会員資格の譲渡を承認するよう請求することを要する。
 - (2) 会社は、前号に定める会員からの譲渡承認請求があった場合には、すみやかに承認不承認を決定のうえ、会員に告知するものとする。
 - (3) 会員は、前号に基づき会社の承認を受けた場合には、承認後直ちに、会社に対し、別途会社が定める名義書換料を支払わなければならない。
 - (4) 会社は、前号に定める名義書換料の支払いと引き換えに、会員の提出した名義変更申請書を承認する。
2. 前項に定める手続が完了した場合、譲受人は、第9条及び第10条に定めるほか、本会則及び関連諸規定に基づく会員の全ての権利及び義務を譲渡人から承継する。
3. 会員に年会費の未納その他会社に対する債務の不履行があるとき、もしくは譲受人に本会則第7条各号又は第16条各号のいずれかに該当する事由がありもしくはこれを生ずるおそれがあるときには、会社は本条1項(2)に定める承認を行わないことができる。
4. 会社は、会員の依頼により、会員資格の譲渡を斡旋することができる。

- 5.本条1項の規定にかかわらず、会社は、会員資格の第三者への譲渡を停止することができる。

第14条(会員資格の承継)

- 1.個人会員が死亡した場合には、相続開始後1年以内に限り、その相続人が、所定の名義変更届に戸籍謄本を添えて会社に提出し、別途会社が定める名義書換料を支払った後に、会社の承認を得ることにより会員資格を承継することができる。この場合の会員承継手続は、第13条1項に準じ、別途会社の定めるところによるものとする。
- 2.会員の相続人は、前項に定める手続未了の間は、会社に対して、会員資格の承継を対抗することができない。
- 3.本条1項の規定により会員資格を承継した場合、会員資格を承継した相続人は、相続開始時に遡って会員資格及び被相続人である会員が会社に対して有する一切の権利及び義務を承継するものとする。
- 4.会員の相続人が2名以上あるときは、相続人1名に限り会員資格を承継できるものとし、会員資格を承継しようとする相続人は、本条1項の手続に加えて、遺産分割協議書その他相続人全員の承諾書(印鑑証明書添付)を会社に提出しなければならない。
- 5.会員の相続人が会員資格の承継を希望しない場合は、相続開始後1年以内に限り、第13条並びに本条1項及び4項に定めるところにより、死亡会員の会員資格を第三者へ譲渡することができる。
- 6.会員の相続人が、本条1項又は5項に定めるいずれの手続もとらなかったときは、会社は、第8条2項による退会の申し出があったものとみなすことができる。
- 7.法人会員が合併又は分割した場合は、存続法人又は承継法人が会社登記簿謄本その他合併又は分割を証する書面を添え、前各項に準ずる手続をとることにより会員資格を承継することができるものとする。
- 8.本条による承継手続については、第13条2項及び3項を準用する。

第15条(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかの事由により会員資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)会社が入会契約を解除したとき
- (3)会員資格を譲渡したとき又は会社分割によって承継されたとき
- (4)退会勧告を承諾したとき
- (5)除名されたとき
- (6)死亡し又は法人格が消滅したとき

第16条(会員資格の一時停止・退会勧告・除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は、是正勧告、会員資格の一時停止、退会勧告、除名処分のいずれかの処分をとることができる。

- (1)本会則、利用規程その他会社が定める規則等に違反したとき
- (2)クラブの名誉・信用を傷つけ又は秩序を乱す行為のあったとき
- (3)クラブの品位を損う非行のあったとき
- (4)会費その他会社に対する支払いを一定期間遅滞したときその他会員としての義務履行を怠ったとき
- (5)他の会員に迷惑を及ぼす行為があったとき
- (6)第7条2項各号のいずれかに該当する事実があったとき

第17条(休会)

- 1.会社は、病気入院、長期海外勤務など、会社が正当な理由があると認める場合には、当該会員の申し出に基づき、休会を承認することができる。
- 2.前項の場合において、会社から休会を認められた会員は、休会期間中に第9条に定める会員の権利を行使することができない。

第18条(会員に対する通知)

- 1.会社は会員に対し、登録住所宛に通知を発信するものとする。
- 2.会社は、前項に定める通知を、会報への掲載をもってこれに代えることができる。
- 3.会社は会員に対し、年1回以上会報を発行する。

第19条(ビジター)

- 1.会員が紹介し又は同伴するビジターは、会社の承諾を得て施設を利用することができる。
- 2.前項の場合において、会員は、自己の紹介又は同伴にかかるビジターの行った、施設内外における一切の行為及び会社に対して負担する債務について、ビジターと連帯して全責任を負うものとする。
- 3.会社は、ビジターの利用料金その他の利用条件について別途これを定める。
- 4.会社は、施設の効率的運営を図るため、会員の利用に支障のない範囲で施設を一般ビジターの利用に供することができる。

第20条(施設の増設・改築・使用制限・改廃等)

- 1.会社が、施設の新設又は増設もしくは第三者との間で新規に提携をし、これを本クラブの用途に供するものと追加指定したときには、原則として、従前からの会員に対しても新設・増設・新規提携施設に対する利用権を認めると共に、第6条の基準に従い会員の追加募集を行うことができるものとする。
- 2.会社は、老朽化、天災地変などにより施設が甚だしい損傷を受けている場合には当該施設の修理・増改築期間中はその全部又は一部の利用制限を行うこと

ができるものとする。施設の修理・増改築等に多大な費用を要する場合には、その施設利用を廃止することができるものとする。

- 3.本クラブの運営が、天災地変、施設の老朽化、社会・経済情勢の変動その他諸般のやむを得ない事情により著しく困難又は不可能となったときは、会社は3ヶ月以上の予告期間を置いたうえ全会員との間の入会契約を解約することができる。

第3章 会則の改正及び運用

第21条(会則の改正)

会社が、この会則を改定するに際しては、会社が会員から十分に意見を聴取したうえでこれを行う。

第22条(会則の運用)

本会則に定めない事項、及び会則の条項の解釈に疑義を生じた場合には、会社は会員から十分に意見を聴取したうえで誠意をもってこれを決定する。

付 則

(実施)

本会則は、会社にかかる東京地方裁判所平成20年(ミ)第4号会社更生事件又は同(ミ)第5号における更生計画認可決定を条件として同計画において定められた日から施行する。

細 則

(第16条第4号実施細則)

第1条(本細則の対象)

本細則は、オアシスクラブ会則第16条第4号に基づく一時停止処分、是正勧告・退会勧告及び除名処分につき適用され、会社と会員を拘束します。

第2条(一時停止処分)

- 1.会員が利用年度の最初の日までに当該利用年度に係る年会費の全額を支払わなかった場合、会社は、当該会員に対し、オアシスクラブ会則第16条第4号に基づき会員資格の一時停止処分をおこないます。ただし、会社において一時停止処分を取らなくても当該会員の年会費支払いを確保できると判断した場合に限り、会社は、会員資格の一時停止処分をおこなわないことができます。
- 2.会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対し、処分をおこなった日から2週間以内に書面にて一時停止処分を行った旨を通知します。
- 3.会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、当該会員は、会員の権利を会社に対し行使することができなくなります。
- 4.会社が会員に対し会員資格の一時停止処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対して利用クーポン券及びタイムシェアクーポン券(以下、総称して「クーポン券」といいます。)を発行せず、また、発行済みのクーポン券及び会員カードの使用を認めません。
- 5.会員は、会社に対し、会員資格の一時停止処分により生じた損害の賠償請求など一切の請求をすることができません。
- 6.会員資格の一時停止処分を受けた会員が支払日の属する利用年度の年会費全額および会員資格停止期間1年間あたり1万5000円(消費税は別途支払う)(会員資格停止期間が1年未満の場合には支払日の属する利用年度の年会費全額の支払いで足ります。)を加えた額を会社に支払った場合、会社は、当該会員の会員資格の一時停止処分を解除しなければなりません。ただし、会員資格を失った後に支払った場合はこの限りではありません。

第3条(是正勧告・退会勧告)

- 1.会員資格の一時停止処分がおこなわれてから1年以上が経過した場合、会社は、当該会員に対して、是正勧告または退会勧告をおこないます。
- 2.会社は、書面にて是正勧告または退会勧告をおこなわなければならない。

第4条(除名処分)

- 1.会員資格の一時停止処分がとられ、3年以上経過した場合、会社は、該当する会員に対して除名処分をおこないます。
- 2.会社が会員に対し除名処分をおこなった場合、会社は、当該会員に対し、処分をおこなった日から2週間以内に除名処分を行った旨を書面にて通知します。
- 3.会社が会員に対し除名処分をおこなった場合、当該会員は本クラブの一切の会員資格を失います。
- 4.会員は、会社に対し、除名処分により生じた損害の賠償請求など一切の請求をすることができません。

第5条(本細則の変更)

会社が本細則を変更する場合、会社は、変更の3ヶ月前までに会員に対し変更箇所を明示して通知しなければなりません。

平成24年10月15日 制定

平成25年4月1日 発効

令和5年4月1日 改訂